電 力 情 報 NO.65

平成26年2月27日東 北 電 カ ㈱

平成26年度の太陽光発電促進付加金に係わる認可等について

当社は、「太陽光発電の余剰電力買取制度^(注1)」による買取費用をお客さまからご負担いただくにあたり、小売規制部門のお客さまにおいて平成26年度の電気料金に適用する「太陽光発電促進付加金単価」等を規定した「供給約款等以外の供給条件」について、経済産業大臣に認可申請を行っておりました(平成26年2月26日お知らせ済み)が、本日、申請どおりの内容で認可されました。

また、「託送供給約款以外の供給条件」についても、申請どおりの内容で承認されております。

本日、認可・承認された平成26年度の「太陽光発電促進付加金単価」は、従量制供給では以下のとおりです^(注2)。

	平成26年度**1		平成25年度 【現行適用】
電気料金の適用月分	H 26/4	H 26/5~ H 26/9*2	H 25/5~ H 26/3
太陽光発電促進付加金単価 ^{※3} (従量電灯の平均的なモデルへの影響額 ^{※4})	4銭/kWh	5銭/kWh	4銭/kWh
	(11円/月)	(14円/月)	(11円/月)

※1 平成26年4月分には平成25年度単価を据え置きで適用いたします。改正消費税では経過措置期間が定められており、太陽光発電促進付加金単価も電気料金単価同様に、原則として平成26年5月分から新税率が適用になります。

なお、新税率施行日前からの継続契約である3月使用分を含む太陽光発電促進付加金については、旧税率 (5%)が適用されます。

- ※2 太陽光発電促進付加金の適用期間は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」 の施行に伴い、国の告示により、平成26年9月分で終了となります。
- ※3 消費税等相当額を含みます。
- ※4 従量電灯の平均的なモデル(契約電流30A、使用電力量280kWh)により算定しております。

なお、自由化部門のお客さまの電気料金に適用する太陽光発電促進付加金単価も同一となります。

(注1) 平成21年8月に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(いわゆる「エネルギー供給構造高度化法」)等に基づき国が導入した制度であり、同年11月より平成24年6月まで当該制度に基づき太陽光発電(余剰電力)の買取を行っておりました。なお、平成24年7月からは「電気事業者による再生

可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(いわゆる「再生可能エネルギー特別措置法」)に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」により買取を行っております。

(注2) 定額制供給におきましても、「供給約款等以外の供給条件」に基づき太陽光発電促進付加金をご負担いただきます。

以 上